労働者派遣法に基づく情報公開

スミリンビジネスサービス株式会社　東京事業所

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定に従い、労働者派遣事業に係る情報を、以下のとおり事業所ごとにお知らせします。

対象期間：2023年1月1日　～　2023年12月31日

①派遣労働者の数	166人（2024年6月1日付）
②派遣先の数	107 （期間中に派遣された事業所の数）
③マージン率	24.97%（マージン率の算出方法については脚注参照） 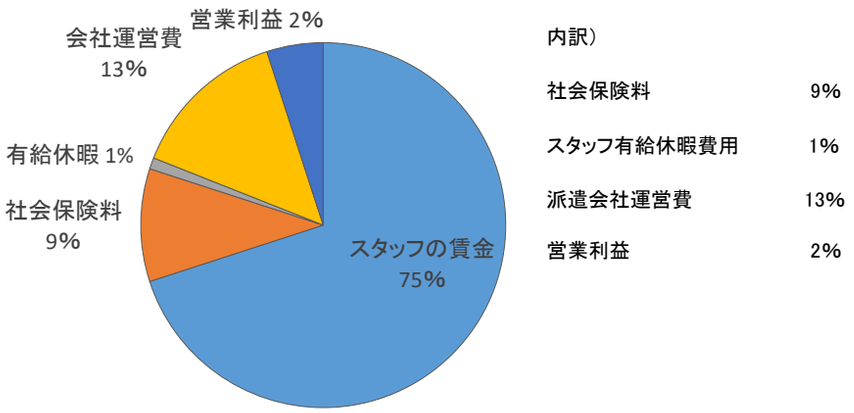 ※マージンの内訳は概ね上記内容となります。
④教育訓練に関する事項	就業する職種に応じて、ビジネスマナー研修・OA研修等が受けられます。 その他、提携スクールにて様々な割引特典が受けられます。
⑤労働者派遣に関する料金	¥17,547（8時間平均） ※上記料金には様々な職種が混在し、職種により金額に大きな差がある場合があります。 ※上記料金には有給休暇、社会保険料、雇用保険料、福利厚生費、管理経費等が含まれています。
⑥派遣労働者の賃金額	¥13,165（8時間平均）
⑦その他参考と認められる事項	就業して頂く方は雇用条件によって、健康保険・厚生年金・雇用保険に加入して頂きます。また、産前産後休暇、育児・介護休業の制度も用意しております（対象条件をご確認ください）。 就業している方全員が、福利厚生サービス「スミリンビジネスサービスクラブオフ」の各種割引サービスをご利用頂けます。
⑧雇用安定措置を講じた人数	39人
⑨労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結しているか否かの別	締結済
⑩協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期	全派遣社員　2025年3月31日

注）マージン率は下記にて算出しています。なおマージンには、派遣元が負担する有給休暇・社会保険料・雇用保険料・福利厚生費・管理経費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{（労働者派遣に関する料金額の平均額　－　派遣労働者の賃金額の平均額）}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額}}$$